

日本語と中国語の「冠詞」についての覚書

庵 功雄・張 麟声

要旨

日本語も中国語も「冠詞を持たない」言語だと考えられている。しかし、中国語ではある統語的環境下で「一+X」(X: 類別詞)の使用が義務的になることがある。これは「不定冠詞」の一種と考えられる。一方、日本語ではあるテキスト的環境で「この」の使用が義務的になることがある。また、別のテキスト的環境では「その」の使用が義務的になる。両者を比較すると、「この」の方が「定冠詞」が持つ性質に近い。こうした観点は新しい対照研究の可能性を秘めていると思われる。

キーワード：不定冠詞、定冠詞、「この」と「その」、「这」と「那」

0 はじめに

日本語と中国語の対照研究は盛んになりつつあるが、談話・テキストレベルの比較は未だ緒に就いたばかりである。本稿では、そうした談話・テキストレベルの比較を行う上の一つの論点を提示したいと思う。

1 「冠詞」

一般的には、中国語も日本語も「冠詞」を持たない言語とされている。しかし、機能的な見方をすると、両言語とも「冠詞」を持っていると言える。

2 不定冠詞

不定冠詞とは当該の名詞句が「不定」であることを示すものである。不定とは、聞き手が当該の名詞句の指示対象を同定できないと話し手が認定するものである。不定冠詞には単数と複数とがあり、英語では複数の不定を表す不定冠詞は存在しないが、フランス語には存在する。

- (1) a. I ate an apple.
b. J'ai mangé une pomme.
- (2) a. I ate (some) apples.
b. J'ai mangé des pommes.

さて、中国語であるが、中国語に単数の不定冠詞らしきものが存在すると見なせることは次のような例から分かる。

- (3) 院子里有一只猫。
(訳) 庭に一匹の猫がいる。
- (4) 在一个图书馆阅览室前面，挺立着一株高大的白兰树，一把大伞似的把阅览室遮着。
(黄庆云《白兰说的故事》(白蘭が語った物語))
(訳) 一つの図書館の閲覧室の前に、一本の高い高い白蘭の木が立っていて、一本の傘のように、閲覧室の上に覆い被さっている。

こうした場合、日本語では「一+X の」は選択的 (optional) であるが、中国語のそれは部分的には必須的である (日本語では文体的にぎこちない感じを与えるとして排除されることも多い)。なお、中国語において「定」も文法カテゴリーであるか否かについては今後の研究を待たなければならない。

中国語の「一+X の」が英語の不定冠詞に対応しない場合に総称名詞句の場合がある。

- (5) A banana is yellow.
香蕉是黄的。

こうした不一致は後に見る定冠詞の場合にも見られるが、総称名詞句は不定のあり方としては典型的なものではない (例えば、総称名詞句は指示的ではない)。したがって、そうしたものを指せないからといって「機能的に」「一+X の」が不定冠詞らしきものではないとは言えない。

3 定冠詞

次は定冠詞についてである。定冠詞とは、聞き手が当該の名詞句の指示対象を同定できると話し手が認定するものである。

日本語の指示詞には連体用法を表すものが「この」「その」「あの」と3つある。このうち、ここでは「この」と「その」について考える*1。

3.1 「この」のみが使える場合

後に論証するように、「定冠詞」は指示対象を「外延的」に指すものであると考えられる。その観点から「この」と「その」を検討する。

「この」と「その」は双方使えることもあるが、どちらか一方しか使えない場合がある。

*1 「あの」は書きことば (より厳密には、テキスト内の要素の指示対象がテキスト内部を参照するだけで同定可能である「自己充足型テキスト」cf. 庵 (近刊)) では使えない。また、「この」と「その」の対立はテキストの結束性 (cohesion) 関わるものである (cf. 庵 (1994))。こうした理由からここでは「この」と「その」だけを取り上げる。

「この」しか使えないのは次の四つの場合である。

1) 言い換えがある場合

- (6) 罰金刑が確定すれば、政治資金規制法違反で初めて国会議員が処罰されることになる。二十万円以下の罰金という規定が面白い。五億円もらっても、その金は返さずに二十万円の罰金を払えばすむ。この(*その)法律のばかばかしさがよくわかる*²。

(朝日新聞朝刊 1992.9.25)

(訳) 如果罚款判决最后成立的话,国会议员将会因为违反「政治資金規制法」而受到处罚。然而,罚款额为20万日元以下的规定实在令人啼笑皆非,即使收了5亿,这5亿不用退而只交20万日元就可以了事。可见这一(*那一)条款是如何之愚蠢。

2) ラベル貼りの場合*³

- (7) 夜、ある町の外科医のところ大怪我をした男が治療を受けにきた。住所をきくと隣の町から来たという。「隣の町なら、有名な外科医がいるのに、どうしてわざわざここまで来たんです?」

この(*その)ジョークのオチは読者に考えていただこうと思う。

(織田正吉『ジョークとトリック』)

(訳) 深夜,某乡镇一家外科医院来了一个身负重伤的人求治。问他住处说是旁边一处镇子的。“你们镇子里有著名的外科医生,为什么特地往这儿跑呢?”。

这个(*那个)笑话的可笑之处请读者来考虑吧。

3) 長距離照応の場合

- (8) 「私は帝政ロシアの皇女アナスタシア」。そう言い続けたアンナ・アンダーソンさんが、不遇のまま八十二歳で死んでもう八年以上たつ。イングリッド・バーグマン主演の映画『追想』のモデルにもなり、晩年は米国に住んだ。英紙サンデー・タイムズが先ごろ、ウラル地方の鉱山都市で見つかった十一体の遺骨について、最後の皇帝ニコライ二世と家族全員などであることが確実になつたと報じた。遺骨に残る傷跡などが一家のものと一致したという。ところが最近になって、AP通信が「四女のアナスタシアとアレクセイ皇太子の遺骨は含まれていなかった」という米国の法医学者の分析結果を伝えた。英紙が本当なら、アンナさんは完全に偽物だし、APの報道通りなら「兵士に助けられ、脱出した」という数奇な話が多少とも真実味を帯びてくる。ロマノフ王朝の最期は、いまだになぞめいている。一家はこの(*そ

*² 以下、*は文脈上の不適格性を表す。

*³ 「ラベル貼り」とは先行する発話や文連続を指示しそれらに名付けをする(ラベルを貼る)用法である。

の) 町のイパチョフ館と呼ばれる屋敷に幽閉されていた。

(天声人語 1992.8.10 一部手を加えた)

(訳) “我是帝政俄国的公主安娜斯塔莎”。多少年来一直这么主张着的安娜・安德森在不遇之中八十二岁盎然去世已经八年了。她曾成为英古里德・巴古曼主演的电影“追思”的原型, 晚年居住在美国。英国泰晤士报最近前些日子报导了在乌拉尔地方的矿山城市里发现的十一具尸骨是俄国最后一个沙皇尼古拉二世极其全家, 据称尸骨上残留的伤痕跟记载中他们全家的一样。然而, 最近 AP 通信社则发了关于美国的法医学家“其中不包括第四个女儿安娜斯塔莎和皇太子阿赖克塞的尸骨”的分析结果的消息。如果英国泰晤士报的报导属实, 那么安娜则完全是假冒, 而如果 AP 通信社的消息是真的, 那么, “为士兵救助而脱险”的故事就可能是真的了。罗马诺夫王朝的灭亡的故事知道现在仍然是一个迷, 而他们一家当时就关在这个 (*那个) 镇子里的一处人称依巴乔夫馆的宅院里。

4) トピックとの関連性が高い場合*4

- (9) 名古屋・中村署は、殺人と同未遂の疑いで広島市内の無職女性 (28) を逮捕した。調べによると、この (*その) 女性は 20 日午前 11 時 45 分ごろ名古屋市内の神社境内で、二男 (1)、長女 (8) の首を絞め、二男を殺害した疑い。

(日刊スポーツ 1992.11.22)

(訳) 名古屋市中村警察署以殺人未遂罪逮捕了広島市的一个没有固定职业的女人。这个 (*那个) 女人被怀疑 20 日上午 11 点 45 分左右在名古屋一家神社院子里企图勒死二儿子 (1 岁) 和长女 (8 岁), 最后导致二儿子死亡。

これら 4 つの例を通じて、共通しているのは「この」が外延的な指示をしているということである。1) の言い換えでは、(9)に見られるように、ゼロも不適である。このことからこの場合「この」は指示対象の照合のみを行っている (すなわち、外延的に指している) ことがわかる。

- (6) 罰金刑が確定すれば、政治資金規制法違反で初めて国会議員が処罰されることになる。二十万円以下の罰金という規定が面白い。五億円もらっても、その金は返さずに二十万円の罰金を払えばすむ。この (/ *その / *φ) 法律のばかばかしさがよくわかる。

*4 「トピック」とはそのテキストの「題」に当たるものであり、「トピックとの関連性が高い」とはトピックに関連する名詞句のことである。例えば、(15)ではトピックは「殺人事件」であり、殺人者、被害者、事件現場、犯行日時などがトピックとの関連性が高い名詞句となる。

次に 2) のラベル貼りであるが、これは基本的に言い換えと同じである。つまり、(12) の破線部は「ジョーク」というラベルを付けることで、文の成分になることができるのである。その意味で、この場合の指示も外延的である。

- (7) 夜、ある町の外科医のところへ大怪我をした男が治療を受けにきた。住所をきくと隣りの町から来たという。「隣りの町なら、有名な外科医がいるのに、どうしてわざわざここまで来たんです？」

この（/*その）ジョークのオチは読者に考えていただこうと思う。

続いて 3) の遠距離照応であるが、この場合の指示も外延的であると考えられる。というのは、遠距離にわたって内包的な情報を保持し続けるのは困難と考えられるからである。

- (8) 「私は帝政ロシアの皇女アナスタシア」。そう言い続けたアンナ・アンダーソンさんが、不遇のまま八十二歳で死んでもう八年以上たつ。イングリッド・バーグマン主演の映画『追想』のモデルにもなり、晩年は米国に住んだ。英紙サンデー・タイムズが先ごろ、ウラル地方の鉱山都市で見つかった十一体の遺骨について、最後の皇帝ニコライ二世と家族全員などであることが確実になると報じた。遺骨に残る傷跡などが一家のものと一致したという。ところが最近になって、AP 通信が「四女のアナスタシアとアレクセイ皇太子の遺骨は含まれていなかった」という米国の法医学者の分析結果を伝えた。英紙が本当なら、アンナさんは完全に偽物だし、AP の報道通りなら「兵士に助けられ、脱出した」という数奇な話が多少とも真実味を帯びてくる。ロマノフ王朝の最期は、いまだになぞめいている。一家はこの（*その）町のイパチョフ館と呼ばれる屋敷に幽閉されていた。

最後は 4) のトピックとの関連性が高い場合である。

- (9) 名古屋・中村署は、殺人と同未遂の疑いで広島市内の無職女性 (28) を逮捕した。調べによると、この（*その）女性は 20 日午前 11 時 45 分ごろ名古屋市内の神社境内で、二男 (1)、長女 (8) の首を絞め、二男を殺害した疑い。

この場合も、指示の有り様は外延的であるといえる。実際、「女性」に持ち込まれる要素はほとんどない。

以上のことを総合すると、次のようになる。

- (10) 「この」は先行詞を外延的に指す。

なお、各例文の中国語訳から分かるように、これらの場合中国語でも、「这(この)」が使われ、「那(その)」は使われない。

本稿で考えている指示詞の用法はテキスト内指示(endophora. cf. Halliday & Hasan 1976)である。これは日本語では狭義の文脈指示に当たる*5。

さて、英語やフランス語などの(統語的)定冠詞を持つ言語では同時に指示詞もテキスト内指示の環境で用いられる。この場合の定冠詞と指示詞の区別についてはCorblin(1983)が示唆的な指摘を行っている。

Corblinによると、(テキスト内指示において)定冠詞は「全域的で語彙的な照応詞(anaphorique lexical global)であり、指示詞は「局所的で位置的な照応詞(anaphoric positionnel local)」であるという。この定義に「この」だけが使える例を当てはめると、全てCorblinが定冠詞に与えた定義が満たされていることが分かる。(17)で一般化したように、「この」は先行詞を外延的に指すが、これはテキスト内の位置ではなく(「全域的」)、「定化」(「語彙的」という語彙的機能によって先行詞を指しているということであり*6、「この」がテキスト内では「定冠詞*7」として機能していることを示している。

3.2 「その」しか使えない場合

以上の議論で「この」が「定冠詞」として機能することを示した。では「その」はどのような機能を持つのか。ここではこの問題について論じる。まず、「その」しか使えない場合の例を挙げる。

- (11) 寺沢：しかし、金が目当てであった。この二つの事件に共通してみられる犯行の動機は、結局は、金であった、と検察官は断言しています。そうでしょうか。偽装殺人が実行されたとするその当時、被告人はそれほど金に窮していないことはこの法廷で実証済みです。その(/*この/*の)被告人が、国立大学に通う娘の学費とその将来の結婚資金欲しさに、敢えて自分の夫を、その保険金と退職金目当てに、計画的かつ残忍に殺すようなことがあり得るでしょうか。

(「土曜ワイド劇場 事件3」1995.6.20)

(訳) 寺沢：然而，目的是钱。检察官断言这两个案件的共同的犯罪动机说到底都是为了钱。但事情真是这样吗？所谓的伪装杀人的那会儿，被告人并不缺钱，这

*5 指示詞の用法上の分類については庵(1995)を参照されたい。

*6 全域的であるのは3) 遠距離照応の場合であり、「定化」(語彙的)であるのは1) 言い換え 2) ラベル貼り 4) トピックとの関連性が高い の3つの場合である。

*7 日本語に「定冠詞」が存在するといっても、それはあくまで「機能的」なものである。例えば、(ア)の下線部で「この」の使用が義務的になるわけではない(英語などの「定冠詞」が統語的に必要な言語の場合、こうした場合は定冠詞に類した語の使用が義務的になる)。

(ア) さっき、公園で男の人が倒れていた。男の人は頭から血を流していた。

一点是在这个法厅上证实了的。那么，这个 (*那个 / φ) 被告人为了筹集在国立大学上学的女儿的学费及其将来结婚的资金，竟然有计划地用极其残忍的手段将自己的丈夫杀害，以谋取其退休金和保险金，这可能吗？

- (12) ことしは歴史や時代を考えさせる出来事がとくに多い。日本では「昭和」が終わった。今月1日はナチス・ドイツ軍のポーランド侵攻で第2次世界大戦が始まって50周年だった。その (/ *この / ?? φ) ポーランドで、いま、民主化が進みつつある。回顧の感慨は、ひときわ大きい。コール西独首相の記念演説の言葉が印象的だった。

(天声人語 1989.9.3)

(訳) 今年有许多事件让我们对于历史和时代进行反思。在日本，“昭和时代”结束了。在欧洲，本月一日则是纳粹德意志的军队进攻波兰从而导致二战爆发的五十周年。而正是在这个 (*那个 / φ) 波兰，现在民主化的热潮汹涌澎湃。回顾使人感叹万分。戈尔西德首相的纪念演说给我们留下了极深的印象。

「その」しか使えない例の特徴は、1) 「その」の使用が義務的である 2) 先行詞が固有名詞であることが多い 3) 前文と「その」を含む文の意味的關係が逆接的・対比的である ということである。

「その」の機能は、話し手／書き手が先行詞を「テキストの意味の付与」という観点から捉えていることを表す。「テキストの意味」とは、前文(脈)から当該の文に持ち込まれる意味のことである。例えば、(13)で言えば、下線部の「その寿司」は「昨日駅前で食べた」寿司」であり、「昨日駅前で食べた」がテキストの意味である。

- (13) 昨日駅前で寿司を食べた。その寿司はうまかった。

(訳) 昨天我在车站前吃寿司了。那 (*这 / ?? φ) 挺香的。

(11)(12)の例について言うと、「その」の使用が義務的であるとは、当該の文脈では先行詞をテキストの意味の付与という観点から捉えることが義務的であるということである。つまり、「それほど金に窮していないことがこの法廷で実証済み」である「被告人」であるからこそ「国立大学に通う娘の学費とその将来の結婚資金欲しさに、敢えて自分の夫を、その保険金と退職金目当てに、計画的かつ残忍に殺す」こと」などあり得ないのである。この場合、この連文が結束性を持つためには先行詞をテキストの意味の付与という観点から捉えることが必要である。

上の例からも分かるように、テキストの意味を担う「その」は先行詞を定化するために機能するのではない。したがって、(こうした「この」と置き換えられない)「その」は(既に定である)固有名詞と共起することが多くなる。

以上の議論から「その」は次のように捉えられる。

(14) 「その」は先行詞を内包的に指す。

日本語の「その」が持つこうした特徴は中国語ではどのように表されるであろうか。結論から言うと、中国語の「那(その)」にはこうしたテキスト的な意味を表す機能はなく、そうした機能を担うのは「这(この)」である。

(15) 順子は「あなたなしでは生きられない」と言っていた。その順子が今は他の男の子どもを2人も産んでいる。

(訳) 順子曾说“没有你我就没法活”。而这个(*那个/*φ)曾经说过“没有你我就没法活”的话的顺子竟然给另外的男人生了两个儿子。

(16) 健は病気知らずが自慢だった。その健が急病で死んでしまった。

(訳) 健曾经以不知病为何物而自豪。而这个(*那个/*φ)以不知病为何物而自豪的健现在竟然暴病而身亡了。

5 おわりに

本稿では日中両言語における「冠詞」について考えた。その結果、中国語には不定冠詞らしきものが、日本語には定冠詞に類似した機能を持つものがそれぞれ存在することが分かった。今後の課題としては次のようなことが挙げられる。中国語に関しては「一+X」が必須になる場合とそうでない場合の記述であり、日本語と中国語の対照に関しては、「那(その)」が文脈指示で現れる文脈の特定である。

参考文献

- 庵 功雄 (1994) 「結束性の観点から見た文脈指示」『日本学報』13、大阪大学
----- (1995) 「コノとソノ」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(下)』くろしお出版
----- (2003) 「見えない冠詞」『月刊言語』32-10、大修館書店
----- (近刊) 『日本語におけるテキストの結束性の研究』くろしお出版
張 麟声 (2001) 『日本語教育のための誤用分析』スリーエーネットワーク
Corblin, F. (1983) "Défini et démonstratif dans la reprise immédiate", *Le français moderne* 51-2.
Halliday, M.A.K. & Hasan, R. (1976) *Cohesion in English*. Longman